

(様式例)

令和 6 年 9 月 日

新宿区長
吉住 健一
関東バス株式会社 代表取締役社長
阿部 末広
西武バス株式会社 代表取締役社長
塚田 正敏
国土交通省関東運輸局長
藤田 礼子
下落合町会知久会 会長
(新宿区町会連合会から推薦された地域を代表する者)
堀内 芳仁
東京都公安委員会委員長
廣瀬 道明

新宿区内の乗合自動車の停留所における
旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、新宿区内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

1 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

停留所の名称	停留所を所管する 運送事業者	停留所の所在地
(1) 上落合一丁目 (上り)	関東バス株式会社	新宿区上落合二丁目12番1号先 (早稲田通り)
(2) 落合駅 (上り)		新宿区上落合三丁目9番1号先 (早稲田通り)
(3) 聖母病院 (下り)		新宿区中落合二丁目5番1号先 (聖母坂通り)
(4) 落合中央公園 (下り)		新宿区上落合一丁目8番先 (上落中通り)
(5) 中落合二丁目 (外回り)	西武バス株式会社	新宿区中落合三丁目7番4号先 (山手通り)
(6) 上落合二丁目 (外回り)		新宿区上落合三丁目2番4号先 (山手通り)

以上 計 6 箇所

2 1 に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

関東バス株式会社が一般乗合旅客自動車運送事業者として行う旅客運送事業（区域運行）
の用に供する自動車

3 1 における 2 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

なし